一　実演が行われた作品名、実演家の氏名及び実演の補償金の額　放送番組「ＮＨＫラジオ歌謡」　別記
二　利用者の住所及び氏名　東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号　日本コロムビア株式会社（代表取締役社長　吉田眞市）　東京都渋谷区宇田川町四一番一号　一般社団法人ＮＨＫサービスセンター（理事長　米本信）
三　利用方法
①　ＣＤとして複製し、二、〇〇〇部を公衆に譲渡する。
②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製し公衆に譲渡する。
四　補償金の総額　①　五七、二七六円（内訳は別表参照）
②　二、八六二円（内訳は別表参照）

（別表）

裁定により利用を認める実演とその利用方法及び補償金の額

利用方法：(1)　ＣＤとして複製し、2,000部を公衆に譲渡する。
(2)　(1)に加えて必要に応じて100部を単位として追加で複製し公衆に譲渡する。

No.	実演家名	曲数	利用方法(1)					利用方法(2)				
			1部の販売価格	使用料率	按分率	製造数	補償金額（税込、単位：円）	1部の販売価格	使用料率	按分率	製造数	補償金額（税込、単位：円）
1	朝倉万紀子	1	2,150	3.7%	1／18	2,000	9,546	2,150	3.7%	1／18	100	477
2	荒井恵子	1	2,150	3.7%	1／18	2,000	9,546	2,150	3.7%	1／18	100	477
3	栗本正	1	2,150	3.7%	1／18	2,000	9,546	2,150	3.7%	1／18	100	477
4	高木清	1	2,150	3.7%	1／18	2,000	9,546	2,150	3.7%	1／18	100	477
5	浜達美	1	2,150	3.7%	1／18	2,000	9,546	2,150	3.7%	1／18	100	477
6	樋本栄	1	2,150	3.7%	1／18	2,000	9,546	2,150	3.7%	1／18	100	477
						計	57,276				計	2,862

○厚生労働省告示第三百三十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十二月一日から適用する。

平成二十九年十一月二十一日

厚生労働大臣　加藤勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 第１部～第19部　（略） 第20部　追補⑯ 内用薬 品名　規格　単位　薬価 円 （あ） アラグリオ顆粒剤分包1.5ｇ　1.5ｇ１包　74,873.70	別表 第１部～第19部　（略） （新設）